

序 章 策定にあたって

- 序-1 策定の主旨
- 序-2 計画の位置づけ
- 序-3 目的・役割
- 序-4 目標年度
- 序-5 計画対象区域
- 序-6 計画の構成

序章 策定にあたって

序－１ 策定の主旨

本市では、2010（平成 22）年 2 月に都市計画マスタープランを策定し、2020（令和 2）年までの 10 年間の都市計画と都市づくりの各種施策を進めているところです。

近年、都市計画に関連する法令や指針の改定などにより都市計画に求められる趣旨も見直されてきています。また、本市においても様々なプロジェクトが動き出しており、大きな転換期を迎えています。

このような状況のもと、以下の主要な要因により、都市計画マスタープランを新たに策定します。

（１）上位関連計画が策定・見直し時期となっています

都市計画マスタープランの上位計画である、愛知県が定める西三河都市計画区域マスタープランが 2019（平成 31）年 3 月に策定されました。この計画における都市づくりの理念として、「明日を支える産業が力強く発展するとともに、地域の資源を大切にしながら快適に暮らせる都市づくり」を掲げ、様々な社会情勢などの変化に的確に対応し、活発な産業活動のみならず、健康・長寿を含めたあらゆる面における元気と、これまでの愛知県の都市計画が最も重視してきた暮らしやすさを追求していくこととしています。加えて、本市は「一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」を将来都市像とした第 7 次岡崎市総合計画が 2021（令和 3）年 3 月に策定されました。

また、長期の将来にわたって市民が引き続き快適な暮らしを継続することができる持続可能な都市づくりを目指して、2019（平成 31）年 3 月に岡崎市立地適正化計画を改定しました。

（２） 社会情勢が著しく変化しています

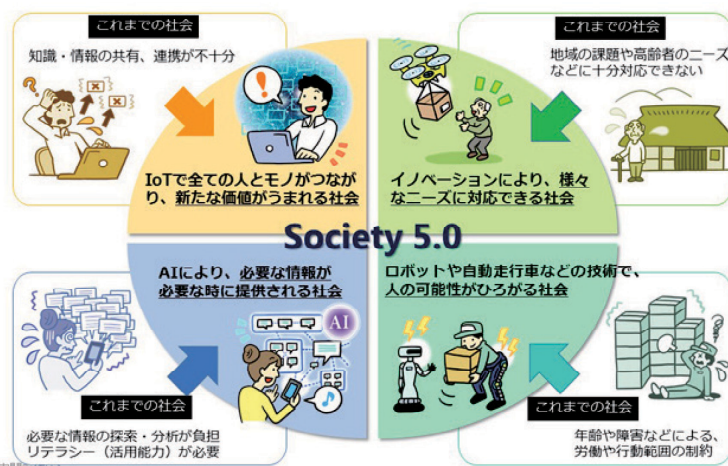
2020（令和2）年9月に閣議決定がされた国が定める都市再生基本方針では、大規模災害に備え国土強靱化を推進するとともに、経済・社会・環境の広範囲な課題に総合的に取組み、持続可能な開発目標※（SDGs）の達成に向けた観点を取り入れた都市再生を推進し、IoT※やMa a S※、AI※などの新技術を取り入れ社会的課題を解決する Society5.0※を実現することが求められています。加えてリニア中央新幹線の開業により実現するスーパー・メガリージョン※の形成も期待されています。

また、2018（平成30）年12月に閣議決定がされた国土強靱化基本計画においても、新技術の活用や国土強靱化のイノベーション※推進の考え方が追加されつつ、従来通り、災害時に重要なインフラ※整備や耐震対策、老朽化対策、BCP※の普及など引き続き推進する方針が示されています。

一方、新型コロナ危機により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変わっています。



持続可能な開発目標（SDGs）（環境省）



Society5.0 で実現する社会（内閣府）

（３） 主要プロジェクトが進捗しています

市内では、乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画QURUWA戦略（以下、「QURUWA戦略」という。）や、岡崎駅東や岡崎駅南などの土地区画整理事業※といった各種主要施策の進捗、国道473号バイパスや新東名高速道路開通による広域ネットワーク※の充実などにより、都市構造※や人の流れに大きな変化が生じています。

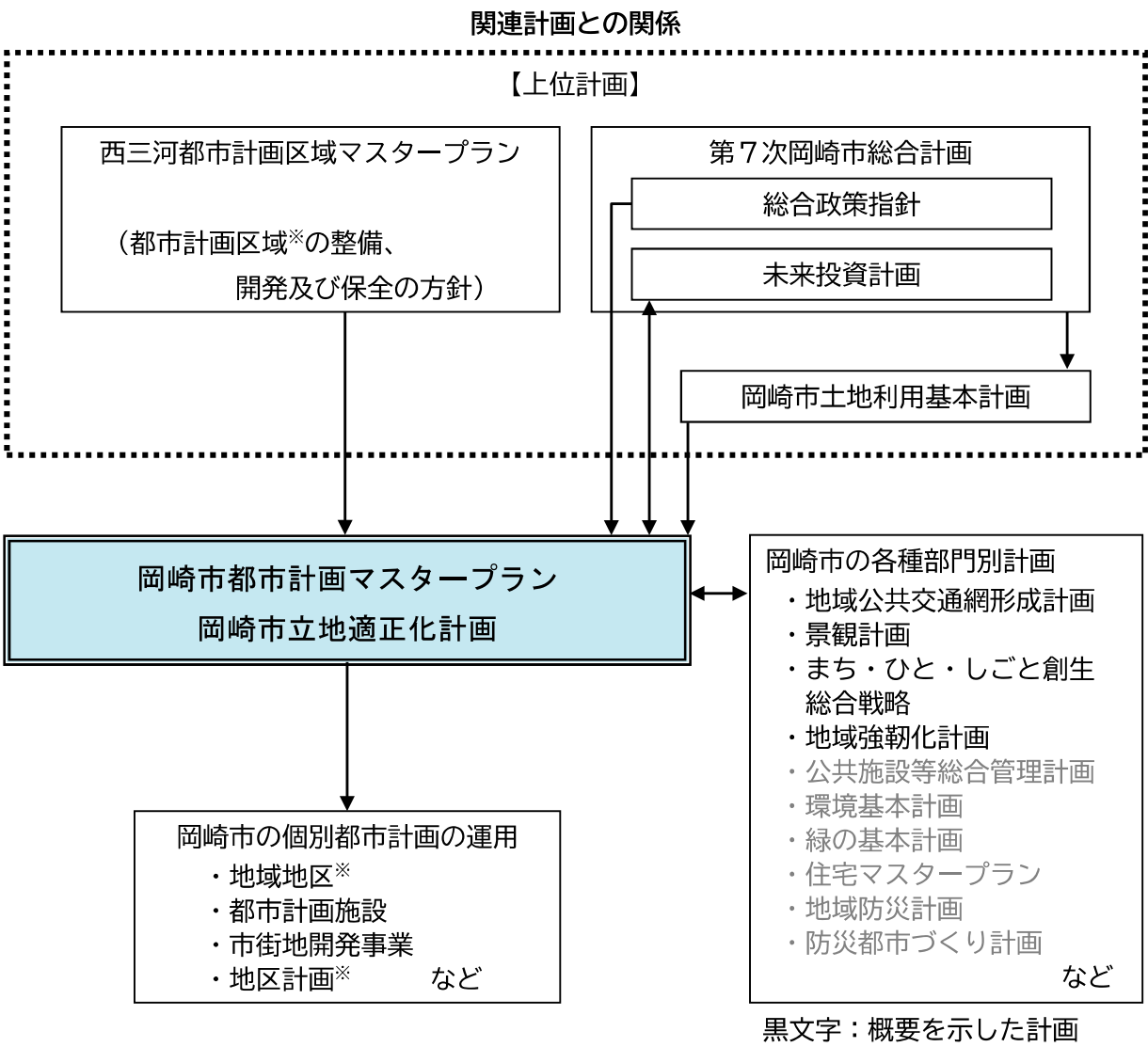
特にQURUWA戦略では、公民連携によるまちづくりとして、乙川や太陽の城跡地など公共空間の活用やエリアマネジメントによるエリアの価値の向上、民間投資の誘発など稼げる都市づくりと持続可能な都市経営を目指したまちづくりが動き出しています。

また広域的なプロジェクトとして、中部国際空港の機能強化やリニア中央新幹線の整備、名古屋三河道路の計画推進など、本市のヒトやモノの流れに大きく影響を及ぼすプロジェクトの進捗も期待でき、自然・歴史・文化を活用した観光振興に資する魅力ある基盤づくりや産業基盤の強化による産業の活性化を推進する必要があります。

これらのプロジェクトを本市の施策・事業の展開の契機として都市づくりを考えます。

序ー２ 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画である西三河都市計画区域マスタープランや第 7 次岡崎市総合計画の総合政策指針（基本計画）に即して策定します。なお、本マスタープランは、総合計画に対して各種部門別計画との整合性を確保しつつ、土地利用※、市街地整備※、都市施設※などの都市計画部門に関する、より具体的な施策の方向性を示した指針として位置づけます。



序－３ 目的・役割

本マスタープランは、実現すべき都市の将来像や整備方針を明確にすることを目的に策定するもので、以下の役割を果たす「まちづくり・都市計画の方針づくり」を担います。

- ・市民や事業者などと行政が共有できる、市全体や地域の将来の目指すべき都市像を示します。
- ・地域地区※や都市施設※、市街地開発事業などの決定・変更など、現状や将来の変化に適切に対応するための都市計画の指針と、それに即した基盤施設※整備などの行政施策の方向性、市民協働※などの考え方を示します。

序－４ 目標年度

本マスタープランは概ね 20 年後の都市の将来像をとらえつつ 10 年間の計画とし、2030（令和 12）年度を目標年度とします。

序－５ 計画対象区域

本マスタープランの対象区域は本市の都市計画区域※とします。ただし、都市計画区域外にあっても一体的な都市づくりに資するものは全体構想で記載します。

序－6 計画の構成

本マスタープランは、以下の内容により構成されます。

章	内容
第1章 現況と課題	・ 主な特性と問題点を整理 ・ 市民意識調査結果に基づく市民意向を確認 ・ 企業アンケート調査結果に基づく事業者の意向を確認 ・ 上位関連計画と本計画の位置づけを整理 ・ 全国的な社会環境の変化を確認 ⇒ 本市における都市づくりの主要課題を明らかにします。
第2章 全体構想	・ 都市づくりの基本理念を設定 ・ 基本理念を踏まえた、都市像と都市づくりの目標を設定 ・ 分野別の基本方針を設定 ⇒ 市域全体での都市づくりに関する基本方針を設定します。
第3章 地域別構想	・ 都市の歴史的背景を踏まえ、8つの地域区分を設定 ・ 地域の特性や住民意向を踏まえ、拠点づくりや都市基盤※施設整備、土地利用※・景観などの規制・誘導といった視点から、まちづくりの課題を抽出 ・ 全体構想に示された都市づくりの基本方針や地域のまちづくりの課題を受け、まちづくりの目標を設定 ⇒ 地域ごとにまちづくりの方針を設定し、まちづくり構想図を示します。
第4章 計画の実現に向けて	・ 計画実現に向けた基本的な考え方を整理 ・ 市民、事業者、まちづくり団体、都市再生推進法人※、行政の役割分担を整理 ⇒ 計画の実現に向けた市民協働※の推進、本マスタープランの活用や進行管理のあり方を示します。